解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月三十一日臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月四日

福岡県福岡市中央区長浜一―一―三五新Ｋ
ＢＣビル二階
ＪＴＢ九州労働組合
清算人　有馬　至人

第七期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

負債及び正味財産の部	一、九八五、九四六

負債の部

正味財産の部	一、九八五、九四六

負債及び正味財産の部

計	一、九八五、九四六

平成三十年六月四日

鹿児島市長田町一四番三号公益社団法人鹿児島共済会南風病院透析室内
公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会
代表理事　谷口賢二郎

配当公告

富山市北二ツ屋八六番地の一
破産者　有限会社サヒア・エンタープライズ

右の者に対する富山地方裁判所平成二十八年（フ）第一三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七〇五、三五二、四〇二円
（内優先債権額　金一四、二五八、六〇四円）

一、配当することのできる金額
金二〇、八七二、二一〇円
（内優先債権額　金一四、二五八、六〇四円）

平成三十年六月四日

富山市堀端町二番二号
破産管財人　山本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大字関根字前浜四二番地二六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　竹本　せつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

青森県むつ市金谷二丁目一番二七号中央ビル二階　むつ下北法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市通二丁目二六五一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤生　倭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

栃木県足利市丸山町六一四番地の一清和ビル一〇一号　富岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富岡　規雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市塩井町塩野一七一二番地、最後の住所群馬県伊勢崎市境上渕名一〇一〇番地一特別養護老人ホーム銀杏の丘
被相続人　亡　須藤　鷹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

群馬県伊勢崎市宮子町三六三四番地三
相続財産管理人　弁護士　清水　俊昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市田町二二番地七、最後の住所千葉県佐倉市田町二二番地七
被相続人　亡　西塚　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番八―六〇三号光建ＢＯＩＳ千葉中央　小林法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　春雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市丸山三丁目一八〇番地、最後の住所千葉県船橋市車方町五四一番地二船橋梨香園
被相続人　亡　篠崎　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所千葉県船橋市前原西二―一三―一三
大塚ビル五階　牧野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下富佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区内藤町一番地二六、最後の住所東京都新宿区新宿一丁目二番一―九〇四号
被相続人　亡　本田英一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋五丁目一四二二番地、最後の住所東京都北区上十条四丁目一番一二号高城荘六号
被相続人　亡　上住　京三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所東京都千代田区神田富山町二四番地
神田富山町ビル六階みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　海老原　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区石原一丁目二八番、最後の住所東京都墨田区石原一丁目二八番八号
被相続人　亡　田中　克正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　布目　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市尼ケ崎町一丁目九番地二、最後の住所岐阜市鷺山一七六九番地二
被相続人　亡　野澤　千廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所岐阜市常盤町二三番地
相続財産管理人　弁護士　渡辺　俊介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第45期決算公告

平成30年6月4日

山形県酒田市山居二丁目14―5
北日本オイル株式会社
代表取締役社長　小野寺信昭

貸借対照表の要旨

（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	995,351
	固定資産	107,251
	合計	1,102,602
負債及び純資産の部	流動負債	300,634
	固定負債	15,318
	株主資本	786,650
	資本金	80,000
	利益剰余金	706,650
	利益準備金	19,590
	その他利益剰余金	687,060
	（うち当期純利益）	(46,873)
	合計	1,102,602